

新ごみ処理施設整備・運営事業 資格審査等に関する質問への回答

NO	募集要項	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	10	1 1) (5)	応募者の構成等	本事業の遂行上果たす役割について「協力企業については基本協定締結時に明らかにすること」とありますが、果たす役割は基本協定締結時に明らかにするとしても、協力企業名は、参加申請時点で応募グループの構成企業として明示する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	参加申請時点で応募グループ内に組織市町村内に本社または本店がある企業が構成企業（構成員または協力企業）であることが確認できれば、その他の協力企業名は基本協定締結時に明らかにしてもよいものとなります。
2	入札説明書	11	1 2) (6)	納税証明書	提出リスト記載の、様式第2号-1に添付する完納証明書、納税証明書（国税）は、「納税証明書（その3の3）」をご提出するとの理解で宜しいでしょうか。また写しの提出で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段についても、ご理解のとおりです。
3	入札説明書	11	1 3) (1) (2)	本施設の設計、建設を行う企業	P 6. 7.3) 組合殿が実施する業務の範囲として「～工事の監理・監督」とありますが、P 11 1 3) に本施設の設計、建設を行う企業の要件として、「(1)(2) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、・・・。」となっております。 建築士法の工事監理はP6記載のとおり組合殿の業務範囲であり、P11 1 3) (1) 及び(2)は「建築物の設計に係る業務を行う企業にあつては、・・・。」と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、建築士法に定められた工事監理は組合が行いますが、本項 (P11 1 3) (1) 及び(2) の参加資格要件は、建築物の設計及び建築基準法に定められた工事監理に係る企業を指し示します。従って、原文ままとします。
4	入札説明書	12	1 3) (6)	本施設の設計、建設を行う企業	「清掃施設工事」及び「建築一式工事」の工種毎に配置できる専任の監理技術者を有することとする。とありますが、プラント建設業務と本施設(建築)建設業務を行う企業が兼任（JVではない）場合は「清掃施設工事」のみの監理技術者（専任）のみでよろしいでしょうか。	プラント建設業務と本施設（建築）建設業務を行う企業を兼任とする場合は、同一の監理技術者とします。兼任としない場合は、「清掃施設工事」及び「建築一式工事」それぞれ専任の監理技術者として下さい。
5	入札説明書	12	1 3) (6)	監理技術者	本施設の設計、建設を行う企業が工種毎に専任配置すべき監理技術者は、代表企業または応募グループの構成員または協力企業のいずれから配置できるもの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	12	1 3) (6)	監理技術者	工種毎に配置する専任の監理技術者の専任期間は、現地工事着手以降との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	12	1 3) (6)	監理技術者	資格審査申請時点で記載した工種毎の監理技術者について、工事着工前に必要な資格要件を有する別の有資格者に変更することを許可いただけますでしょうか。	原則は不可能としますが、特段の事情があると組合が認めた場合に限り、変更を認めます。
8	入札説明書	12	1 3) (6)	専任の監理技術者	申請時において若しくは本契約時に配置技術者の専任を確認される場合は、実際の着工まで長期間技術者を拘束することになる為、配置技術者の変更について協議いただけるのかと考えてよろしいでしょうか。	原則は不可能としますが、特段の事情があると組合が認めた場合に限り、協議に応じます。

新ごみ処理施設整備・運営事業 資格審査等に関する質問への回答

NO	募集要項	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
9	入札説明書	12	1 3) (6)	専任の監理技術者	本件は本契約(建設工事請負契約)の締結が平成30年4月を予定されており、設計期間を考慮すると実際の工事の着工は平成31年が予想されます。配置技術者は平成31年の工事着工時に専任できればよいと考えてよろしいでしょうか。(申請時に他の工事に従事しても良いと考えてよろしいでしょうか)	No. 6の回答を参照ください。
10	入札説明書	12	1 4) (3)	運転管理の専門技術者	資格審査申請時点で記載した運転管理実績を有する専門の技術者について、運転開始時点で必要な資格要件を有する別の有資格者に変更することを許可いただけますでしょうか。	原則は不可能としますが、特段の事情があると組合が認めた場合に限り、変更を認めます。
11	入札説明書	15	3 3)	資格審査申請書等の提出方法	「資格審査申請書等は、正本1部、副本16部」とありますが、副本は正本の写しで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	非価格要素提案書	-	第9号-5	地元に対しての付加的地域貢献	地元に対しての付加的地域貢献の発注計画ですが、地元企業とJVを構成する場合、JVにおける地元企業のJVにおける分担工事額も発注内容に含まれるとの認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
13	様式集	-	第2号-1	応募者の構成	添付する書類に納税証明書(国税)とありますが、添付する書類は「国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3でよろしいでしょうか	No. 2の回答を参照ください。
14	様式集	-	第5号-1	本施設のプラントの設計・建設を行う企業の実績	提出リストに60日間稼働実績を証明する書類の記載がありますが、入札説明書の要件には記載がありません。入札説明書が優先される(本書類の提出は不要)との理解で宜しいでしょうか。また提出する必要がある場合は、運転月報のご提出で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本施設の設計、建設を行う企業は、廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日一部改正)に適合する技術資料及び技術を保証する資料の提示をすることとします。
15	様式集	-	第5号-1	本施設のプラントの設計・建設を行う企業の実績	添付する書類として、「・・・可燃ごみ処理施設で1炉60日以上連続稼働実績を証明する書類」とありますが、入札説明書中にこの要件は見当たりませんので、これは提出しなくてもよろしいでしょうか。(連続稼働実績については、ごみ処理施設性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料にて1炉90日以上証明資料を提出します)	No. 14の回答を参照ください。
16	様式集	-	第5号-1	本施設のプラントの設計・建設を行う企業の実績	添付する書類として、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料」とありますが、この提出は該当する1施設でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。